

機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について

平成23年3月31日23環機第219号改制定
平成25年3月25日25環機第138号一部改正
平成29年4月27日29環機第089号一部改正
令和元年8月1日元環機第356号一部改正

趣旨

昨今の当機構がリースした借受者において、離農、倒産等の経営破綻を起こし、解約等に至る事態が増加傾向にある。

こうしたことは、借受者が負担する保証保険料率の引き上げにもつながりかねず、安定した経営にも影響が及ぶことが懸念される。

このため、当機構は、リース事業の健全かつ円滑な実施を確保するため、借受者への貸付施設等の貸付に当たっては、次により貸付申請の審査等を行うこととする。

記

- 1 当機構は、借受者の経営状況等が、次のいずれかに該当する者は、貸付を行わないものとする。
 - (1) 決算状況において、貸付料等の返済に支障を来すと判断される者
 - (2) 現在、当機構のリース料等を滞納している、保証保険の適用を過去に受けたことがある、又は違約金の減免をうけたことがある者
 - (3) 直近3年間に借受者が経営する農場又は食肉処理場等において、畜産等関連する法令違反による行政処分等がなされたことが明らかな者
 - (4) 直近3年間に借受者が経営する農場等において法定伝染病等家畜の病気等が発生し、衛生状態等の改善がなされていないと判断される者
 - (5) 反社会的勢力である者
 - (6) 国税等を滞納している者
- 2 現地確認等の実施
 - (1) 機構は、1千万円以上の貸付施設等の貸付に当たっては、事前にヒアリングを行うとともに、現地調査を行うことができるものとする。
 - (2) 機構は、貸付申請に記載された計画について、貸付後、当機構は、計画達成のための助言等の現地指導を借受者に行うことができるものとする。
- 3 その他

当機構の審査において、必要な場合は上記以外の資料の提出を求めることがある。

附則

- 1 平成23年4月1日から施行する。
- 2 「畜産環境整備リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」及び「食肉販売等合理化施設整備リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」（平成12年3月24日環機第261号）は、廃止する。

附則

この規程の改正は、平成25年3月25日から施行し、平成25年2月26日から適用する。

附則

この規程の改正は、平成29年4月27日から施行する。

附則

この規程の改正は、令和元年8月1日から施行する。 _